**平成２３年（フ）第２０号**
千葉県鴨川市天津1447番地２
債務者　中村　　瞳（旧姓藤﨑）
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
千葉地方裁判所館山支部

**平成２３年（フ）第１７号**
富山県黒部市宇奈月温泉347番地１、旧住所
岩手県久慈市小久慈町17地割２番地７
債務者　坂本　勝年
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
富山地方裁判所魚津支部

**平成２３年（フ）第３２号**
山梨県南都留郡西桂町小沼898番地８
債務者　半田　　茂
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

**平成２３年（フ）第４４号**
長野県埴科郡坂城町大字南条3775番地１
債務者　宮下　　慎
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成２３年（フ）第４５号**
長野県埴科郡坂城町大字南条3775番地１
債務者　宮下　春枝
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成２３年（フ）第１５７号**
長野県松本市大手１丁目２番15―307号　グランドパレス松本大手
債務者　宮﨑　政子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２３年（フ）第１２６８号**
名古屋市西区新福寺町１丁目７番地　ジュネス21―203号
債務者　大西　康之
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１２６９号**
名古屋市西区新福寺町１丁目７番地　ジュネス21―203号
債務者　大西　淑子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第４３６号**
兵庫県姫路市花田町勅旨342番地10
債務者　山本　達也
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第２４１号**
兵庫県姫路市北原551番地１　ラフィーネ205号
債務者　田中知恵子（旧姓平田）
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第２６４号**
兵庫県姫路市下手野５丁目８番５号
債務者　谷口麻紀子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第１９７号**
奈良市神功１丁目６番地　平城第１団地22―202
債務者　角田　榮子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
奈良地方裁判所

**平成２３年（フ）第１９８号**
奈良市神功１丁目６番地　平城第１団地22―202
債務者　上村　皓一
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
奈良地方裁判所

**平成２３年（フ）第２０６号**
奈良市富雄北１丁目10番29号
債務者　前田　徹也
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
奈良地方裁判所

**平成２３年（フ）第２４１号**
奈良市六条西２丁目６－１－４、住民票上の住所京都府木津川市木津南後背181番地11
債務者　坂口　亜紀
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
奈良地方裁判所

**平成２３年（フ）第２５０号**
奈良市東九条町574番地の12
債務者　後藤　祐子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
奈良地方裁判所

**平成２３年（フ）第４１３号**
広島県東広島市黒瀬町南方92番地、住民票上の住所広島県廿日市市津田251番地１
債務者　矢野　信勝
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
広島地方裁判所民事第４部